

おかやま旅応援割（宿泊・日帰り旅行）募集要項
（岡山県外旅行会社様）

（１）登録条件

以下の①から⑪のすべてを満たす旅行会社

- ① 隣県（兵庫、鳥取、広島、香川）県内に営業所が所在していること。
- ② 旅行業登録（旅行業法上の第１種旅行業、第２種旅行業、第３種旅行業、地域限定旅行業または旅行業者代理業）を受けている事業者であること。
- ③ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る事業者ではないこと。
- ④ 営業所が所在する県の県暴力団排除条例を遵守していること。
- ⑤ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。
- ⑥ 旅行予約受付時に、申込者に対し必要書類（様式１または様式１－２）の提出を求めるとともに、ワクチン・検査パッケージに必要な書類を確認し、隣県、岡山県内在住者であり、ワクチン・検査パッケージに必要な書類がご本人のものであることを証明できるもの（免許証、健康保険証、３ヶ月以内の公共料金の領収証等）の提示を求めること。
- ⑦ 旅行予約完了時に、申込者に対し必要書類（様式１または様式１－２）のコピーを渡し、チェックイン時に本人確認書類とともに提示することをお伝えいただけること。
- ⑧ 指定の方法にて本割引の利用状況を報告すること。
（利用状況は月次報告とし、申請書等の必要書類の送付が必要になります。）
- ⑨ 観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を遵守し、旅行者へ求める同意事項を確認すること。
- ⑩ 観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を遵守し、販売後～旅行開始日に行う実施事項を厳守しますること。
- ⑪ ワクチン・検査パッケージに必要な条件を満たさない場合の運用について理解し、旅行者へ事前に案内をしますること。

（２）申請に当たっての留意事項

- ① 本割引では旅行会社側に、割引額分の立替及び精算の業務が発生します。
- ② 申請及び割引立て替え額の精算は、事業者ごとのお振込みとなります。販売店舗ごとのお振込みはできかねます。
- ③ 利用施設が本割引に登録されていない施設であっても、本割引に登録した旅行会社の仲介により、施設を利用する場合も、本割引は適用されます。
- ④ 上記（１）に反する場合、登録を取り消すことがあります。また、万一、虚偽の申請等、悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。